

## 令和4年度多摩市教育委員会重点事項について

令和4年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

### 【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「子どもたちの生きる力の育成」「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

令和4年度は、第五次多摩市総合計画第3期基本計画の4年目であり、各施策を着実に推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症は未だ終息が見えず、市民生活や経済活動への影響が長期化・深刻化している中、景気の低迷による市税等の減収など、市財政も多大な影響を受けることが見込まれているほか、気候危機であると言われる気候変動により様々な災害が発生しており、避けることのできない緊急事態にあっても、市民の生命、健康、生活を守ることを最優先に、感染症対策、地球環境問題、市民生活や経済活動への支援を引き続き支えていかなければなりません。

教育委員会においては「第二次多摩市教育振興プラン」に基づいて、教育目標の達成を目指すとともに、これらの緊急事態を踏まえた教育施策を展開し、多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、令和4年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (1) **新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を踏まえた学校教育の支援について**
- (2) **不登校児童・生徒への支援の推進について**
- (3) **外部資源を活用した小学校水泳指導の推進について**
- (4) **学校におけるICT活用等の推進について**
- (5) **学校施設の計画的な施設整備の推進について**
- (6) **中央図書館の整備について**
- (7) **特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について**
- (8) **多摩ふるさと資料館を中心とした文化財行政の展開について**
- (9) **社会教育と家庭教育の推進について**

これらの各施策について、以下のとおり意見を述べます。

## (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を踏まえた学校教育の支援について

教育委員会では、新型コロナウイルス感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障するための取り組みを行っています。



各学校においては感染防止の3つの基本である①換気の徹底②マスクの着用③手洗いなど、感染拡大を予防する対策をこれまで以上に取り入れ、「新しい生活様式」を踏まえ、3密（密閉・密集・密接）を避けながら、学校生活を送れるよう取り組んでいます。毎日の健康観察を徹底するとともに、スクール・サポート・スタッフやピアティーチャーなどの外部人材の協力を得ながら、1日1回以上の消毒作業を行っています。

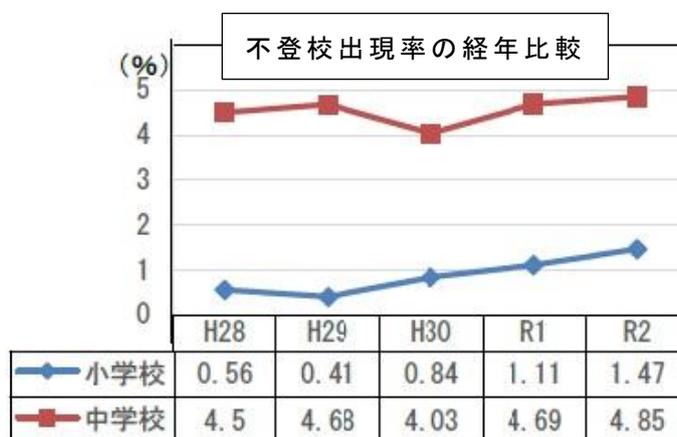
教育委員会では国及び東京都の補助金を活用し、消毒等で必要となる保健衛生品を購入し、学校の保健衛生の向上を図ったほか、「多摩市立学校の児童・生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症のり患者が発生した場合の対応方針」や「新型コロナウイルス感染症対応フロー」を学校に配布するなどして、感染拡大防止を図りました。また、給食に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため衛生管理に留意し、子どもたちの健康に配慮した給食を提供するなど、対応を図りました。

新型コロナウイルス感染症はまだまだ予断を許さない状況にあり、感染症対策を徹底しつつ、児童・生徒が適切な環境の中で学習を進めることができるような継続的な支援が必要であると考えています。各学校において、新しい生活様式が定着し、児童・生徒にとって安心・安全な教育環境を維持・整備するためには、教員だけでなく、スクール・サポート・スタッフなどの人的支援、その他、児童・生徒の健やかな学びを保障するために必要な予算の確保が必要です。それに向けては財源確保が重要となりますので、国や東京都に対して継続的な財政支援について、教育長会などを通じて要請していきたいと考えています。

## (2) 不登校児童・生徒への支援の推進について

近年、本市のみならず、全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、とりわけ、市内中学校の出現率は4%を超え、深刻な状況にあります。令和2年度の不登校出現率は、小学校で1.47%（前年比+0.36）、中学校で4.85%（前年比+0.16）であり、増加傾向にあります。

不登校の要因は学校や家庭のスト



レス（不適應）など、多様化・複雑化しており、学校における未然防止や早期支援等の不登校対応は困難を極めています。

義務教育の段階に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進する、いわゆる「教育機会確保法」が公布され、不登校児童・生徒についても、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが基本理念に示されています。また、不登校の支援のあり方に関する文部科学省通知（令和元年10月25日付）では、不登校児童・生徒の社会的自立への支援として、教育センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受け入れなど、様々な関係機関等の活用が示されました。

本市の不登校の現状を踏まえ、中学校での不登校対応を急ぐとともに、各学校の不登校への対応力の向上と児童・生徒の学びの充実を図ることが重要であると考えます。

教育委員会では、令和2年度に策定した「不登校総合対策」を基に引き続き、教職員の不登校及びその対応についての理解を深めるとともに、各学校の教育課程に具体的な対策を位置づけ、学校のみならず家庭・地域と連携し、不登校支援の充実を図ります。また、中学校不登校特例校の開設に向けて、開設時期及び開設場所のほか、可能な範囲で不登校生徒や関係機関等から意見聴取を行い、特別な教育課程について再検討を進めていきます。さらに、多摩市立教育センター適応教室「ゆうかり教室」の活動に、プログラミングやソーシャルスキルトレーニング等、中学校不登校特例校で実施予定の教育活動の一部を取り入れるなどして、学びの場としての「ゆうかり教室」の機能の充実を図っていきたいと考えています。

### （3） 外部資源を活用した小学校水泳指導の推進について

ここ数年、急激な地球温暖化の進行により、学校での水泳授業において、紫外線や熱中症等の健康被害が心配され、学習内容が十分に実施できない状況が続いています。そのため、令和3年度から、市内小学校3校（北諏訪小学校、東寺方小学校、南鶴牧小学校）において、市内の公営・民営プール3施設を活用した水泳授業を全学年で試行実施しました。実施にあたり、いずれの学校も外部施設への移動は徒歩とし、水泳指導は施設の指導員と教員とがチーム・ティーチングで行っています。指導時期・回数については、従来の夏季を中心に春季及び秋季を含め、各学年4回（1回2コマの授業を基本とする授業を）実施しています。



水泳の授業は、児童・生徒の命にかかわる学習でもあり、発達段階に応じた計画的な指導が必要とされますが、実施にあたり天候に左右されることが多く、計画どおり指導及び授業時数の確保が困難な状況にあります。また、夏季休業期間も含め、学校プールの水質等の管理は教員が担っており、こうした負担の軽減を進め、教員の働き方改革を一層推進する必要もあります。

令和3年度の本事業の試行実施を通じて、①天候に左右されない水泳指導の実施、②

外部施設による水質管理の2点が可能となり、計画的な水泳授業と教員の負担軽減が推進されました。また、泳力等に応じた複数の指導者によるグループ別少人数指導は、児童の技能の向上と安全な授業環境の構築につながりました。全校実施にあたっては、徒歩による施設への移動が難しい学校もあり、移動手段の確保が課題となります。

教育委員会では、まず本事業の小学校全校での実施に向けた検討を始め、早期の実現に向けて、移動手段の確保とそれに伴う予算化、利用施設の拡大に取り組んでいくとともに、効果的な外部施設の活用のあり方について検討を進めていきたいと考えております。また、業務委託が進むことで使用しなくなった際のプール施設をどのようにしていくかの検討も関係各課とともに進めていきたいと考えております。

#### (4) 学校におけるICT活用等の推進について

文部科学省による「GIGAスクール構想」に全国の自治体に対応し、多摩市でも令和2年度に1人1台の教育用タブレット端末、校内の高速大容量ネットワーク、充電保管庫、大型提示装置を整備し、令和3年度から本格的に活用を開始しました。

令和3年度はコロナ禍で、分かりやすい授業を展開する必要性も上がっており、教員は、研修、活用事例の共有やICT支援員の活用などによりICT活用能力を育成し、ICT機器を効果的に活用しながらの授業づくりや学校運営を進めているところです。さらに新型コロナウイルスの感染状況に鑑み9月から教育用タブレット端末の持ち帰りも開始し、対面授業とオンライン学習を組み合わせることで、児童・生徒の学びの確保を行っているところです。

児童・生徒の学びを確保するとともに、新学習指導要領のポイントである情報活用能力を育成していくためには、整備したICT機器を安定的に稼働できる状態に維持し必要な場面で活用するとともに、教員のICT活用能力の育成を引き続き支援していく必要があります。

また、教員の校務事務（成績、学籍処理等）においても、校務支援システムによる業務省力化を継続することは必須ですが、平成28年度に導入した現在の校務支援システムは、OSサポート期限の到来や機器の老朽化により、令和4年度にシステム更新を行う必要があります。

教育委員会では、新学習指導要領に学習の基盤となる資質・能力の一つとして「情報活用能力の育成」が明記され、教育ICT環境は令和4年度以降もその水準を縮小させることはないものと考えます。また、教員が児童に向き合う時間の確保や働き方改革推進のためにはICT機器の活用による省力化は引き続き不可欠なものとして捉えています。国や東京都に対してはICT機器の維持や更新に向けた補助について市長会や教育長会を通じて引き続き要望していくとともに、児童・生徒に情報活用能力を含めた学びの確保と、校務の省力化のために、学校にある教育用ICT機器の維持及び校務用ICT機器更新について進めるとともに、活用の拡大を図っていきたいと考えております。



## (5) 学校施設の計画的な施設整備の推進について

第二次多摩市教育振興プランでは、「学校施設・設備の安全・安心な環境づくり」として、「第二次多摩市ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に改修工事を進めているところです。また、温暖化の進行による酷暑など社会的要求水準の上昇への対応や安全で良好な教育環境の維持整備を行っています。令和3年度については、大規模改修工事（聖ヶ丘中学校、和田中学校）のほか、中学校の体育館（4校）及び小学校（9校）の特別教室への空調機器設置工事、トイレ様式化工事（3校）を実施しています。



今後に向けて、大規模改修工事を昨年度先送りにしたことによるスケジュールを変更しました。また、国庫補助金の長寿命化への制度改正を踏まえ、改修内容の見直しを検討しています。これを受けて、トイレの洋式化を令和9年度までで完了させる計画で進めていましたが、スケジュールが後ろ倒しになる影響を鑑み、諏訪小学校のトイレ洋式化工事を令和4年度で実施できるよう検討を進めています。また、今後60年目を迎える多摩第三小学校などの整備についても検討しているところです。

改修工事については、多額の経費がかかることから、財源の確保が課題となります。学校施設環境改善交付金（国庫補助金）が近年概ね採択される状況となっていますが、大部分が補正予算により措置されており安定的に採択される状況にはありません。そのほか、国の補助制度改正への対応が必要となります。

教育委員会では安全で良好な学習環境の整備が重要であると考えています。そのためには、今後とも財源確保に向けて国の補助金が交付されるよう、教育長会等を通じて強く働きかけていくとともに、新しい補助制度にあった工事のあり方や新型コロナウイルス感染症対策などを検討しながら、老朽化した学校の大規模改修工事を実情に合わせて実施するよう取り組んでいく予定です。

## (6) 中央図書館の整備について

令和3年4月に中央図書館建設工事が着工し、令和4年12月の竣工、令和5年5月の開館を目指し、現在、取り組みを進めているところです。

中央図書館の位置は、多摩センター駅及びパルテノン多摩により近い多摩中央公園内北西角地です。多摩中央公園や公園内にあるパルテノン多摩、グリーンライブセンター、旧富澤家住宅、さらには近隣の様々な商業施設や企業との連携の可能性が広がり、多摩センター地区での「知の地域創造」の拠点として、市民からの期待も高まっています。



図書館を構成する3つの要素とは、「施設」「資料」「職員」と言われています。施設に関しては、中央図書館の建設工事を順調に進めているところですが、中央図書館が基本構想・基本計画で掲げた「知の地域創造」の拠点であるためには、中央図書館に置く様々な備品やICT機器等を調達する必要があります。また、専門的職員の継続的な人材確保や、中央図書館にふさわしい豊富で奥行きのある資料世界の構築が不可欠です。

令和4年度は中央図書館建設工事の竣工年度であるとともに、開館に向けた準備期間の最終年度にあたります。中央図書館にふさわしい新たな資料・備品・ICT機器等の調達、建設現場に立っていた多摩中央公園の伐採木や多摩産材を活用した家具制作、カフェ受託事業者の選定、駐輪場の整備、建設工事の竣工に伴う施設維持管理業務の開始、現在の図書館本館の閉館に伴う蔵書・備品・ICT機器等の中央図書館への移転、中央図書館開館イベントの準備等、これまでに実施してきた様々な取り組みを確実に結実に導く年度でもあります。

教育委員会としては、特に備品購入費、ICT機器調達費、資料購入費の着実な予算化に向けて、引き続き市長部局と連携しながら具体的な協議を進めていきたいと考えています。

## (7) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について

令和3年度のピアティーチャーの配置は、学級数に応じて各学校に配当した予算により、全校に配置しました。ピアティーチャーの活用の主な内容は、通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒の個別指導の補助であり、また、入学当初の小学校1年生の生活適応支援など、時期を捉えた活用が見られました。



こうしたピアティーチャーの配置と活用は、学校において、より多くの眼で児童・生徒を見取る指導面での充実とともに、教員の負担軽減においても有効な人的支援となっています。さらに、児童・生徒及び学校の状況に応じて予算を追加配当しており、学校からのニーズは高い状況です。

通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒数は、増加傾向にあります。通常の学級に在籍し、特別支援教室を利用する今年度の児童・生徒は、令和2年度の504人に対し、令和3年度は520人に増加しました。また、通常の学級に在籍していても、医療的ケアを要する児童・生徒や、就学判定で「特別支援学校や特別支援学級(固定学級)への就学が適切」とされたけれども、保護者の強い希望で通常の学級に在籍する児童・生徒も存在します。さらに、障害者差別解消法や「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づく合理的配慮の提供を踏まえると、今後、ピアティーチャーの配置に対する学校や保護者の要請は高まっていくことが想定されます。

教育委員会では、「第二次多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、効果的な事業の

展開とピアティーチャーの配置を実施していきたいと考えています。また、ピアティーチャーの配置により児童・生徒に対する支援が図られることで、教員一人ひとりの負担が減少し、教員の働き方改革の推進に寄与することを期待します。

## (8) 多摩ふるさと資料館を中心とした文化財行政の展開について

現在、旧北貝取小学校跡地に整備している「多摩市立多摩ふるさと資料館」は令和4年4月の開館に向けて改修工事を行っており、工事完了後の令和4年2月、3月で資料等の搬入、展示準備を行うため、レイアウトを検討しています。

文化財資料類の収蔵等の機能を集約し、活用を図るために、平成27年度より開始した国庫補助金を利用した埋蔵文化財資料の再整理事業を継続して行い、併せて、民俗・生活文化財資料の再整理に取り組んでいます。収蔵資料の分散収蔵は、学校教育との連携で地域史を体系的に学習する際や、展示等の事業を実施する際には非効率であり、各種資料等を「多摩ふるさと資料館」に集約・展示し、当該施設を中心に文化財の普及啓発を展開していきたいと考えています。

このほか、市内では住宅建設などの開発が継続しており、文化財保護法に基づく試掘・本掘・確認を相当数対応しているほか、東京都指定史跡や登録有形文化財に関し、寄付行為を伴う対応に関係課とともに取り組んでいるところです。

しかしながら、今後も増加することが見込まれる資料の収集・保存に向けた取り組みは大きな課題となっています。また、今後、デジタルアーカイブやインターネットを活用した資料提供を進めるための環境整備を図る必要があります。さらに、ふるさと資料館の管理にあたっては、市民活動・交流センター施設の所管課や指定管理者との調整も必要となるとともに、館内に一部再現する旧小泉家は、開館までの整備に資料・資材の確認などの面で時間的な課題があり、開館後に展示開始となることも想定されます。

教育委員会では、本市の歴史や文化等の理解・啓発を通じ、市民のふるさと意識や文化向上のために、文化財資料の収集、整理や記録化、保存等により着実な資料の管理を進めるとともに適切な活用を図り、「多摩ふるさと資料館」を中心とした事業展開を確実に進めていきたいと考えています。



## (9) 社会教育と家庭教育の推進について

公民館では、親子や多世代とのつながりや交流を図った体験型講座を開催することで、学校や家庭以外の様々な場所での体験を通して、子どもたちが学ぶ楽しさや意欲を持つような事業に取り組んでいます。

中学校を会場とし、生徒を対象に薬物使用の怖さなどを学ぶ講座や、P T A等子ども

たちを取り巻く地域の関係機関と連携した講座を開催しています。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、実施が困難な事業もありますが、万全の対策と開催方法の工夫をしながら体験の機会を設けているところです。

一方で、子どもたちの健やかな成長を育むためには、地域（社会）全体で支えていくことが必要です。そのためには、市民一人ひとりが学習や実践を通してつながり、地域の課題を共有し、解決を図り、活力ある地域社会を築いていくような機会を設け、実践につなげ「豊かな地域」としていく必要があります。

事業の実施にあたっては、幅広い市民に関心を持ってもらえるよう周知をしているところですが、事業によってはなかなか集客が見込めないものもあり、さまざまな媒体を駆使し情報を伝えていく必要があると感じているところです。また、新型コロナウイルス感染症の予防に留意しつつ、安全安心を第一に開催していくことが求められる中、新しい生活様式に沿った事業展開も企画していく必要があると考えます。

教育委員会では、社会教育施設において、学習機会、活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習の振興を図っていきます。また、多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められている中、保護者と学校等が連携して企画を実施する家庭教育に関する講座の開催を支援し、公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図っていきます。さらに、公民館においては、コミュニティセンター、地域福祉推進委員会や児童館等との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきたいと考えています。



## 【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが「生きる力」を持ち「持続可能な社会」を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。

本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、依然として厳しい状況が続くと見込まれるうえ、人口減少や高齢化の進行により納税額の減少が想定されるなど、先行きを厳しく見据える必要があります。引き続き増加する社会保障関係経費や公共施設・都市基盤の老朽化対応など、財政負担が増大することを全庁で共有し、近年続いている経常経費の増加に歯止めをかけ、効率的で持続可能な行政運営の確立を図っていかなくてはなりません。

教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行うとともに、「新たな生活様式」を踏まえた教育施策を進めていかねばならないと認識しております。しかしながら、教育課題を的確に捉え教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、更には、豊かな地域づくりに向け、家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることを通して、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち」及び「みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち」の実現に努めなければなりません。

子どもたちの未来と豊かな地域社会の創造に向けて、多摩市の教育環境や教育活動を更に向上できるよう、必要な措置が講じられ、多摩市教育委員会と一体となって教育行政を進めていただくことを切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、第二次多摩市教育振興プランや第五次多摩市総合計画第3期基本計画の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

令和3年11月8日

多摩市教育委員会